

今週のテーマ

1. 一週間のまとめ

(1) 与党陣営の動き

～救命活動から被害把握・生活支援へ～

..... 1p

(2) 野党陣営の動き

～MCM 氏、震災機に帰国を模索も失敗～

..... 3p

(3) 外国の動き

～日本も医療チームを派遣～

..... 3p

(4) 今週、来週の主なイベント

..... 5p

(5) 債券の元利不払い状況

..... 6p

2. 震災時の賃貸契約に関する法的対応

..... 7p

債券指標の動き

3. ベネズエラ債券・経済指標の増減

..... 11p

カントリーリスク分析



(写真) ベネズエラ大統領府 (@presidencialve1)

“被災地を視察するデルシー・ロドリゲス暫定大統領”

1. 一週間のまとめ（2026年6月28日～7月4日）

(1) 与党陣営の動き ～救命活動から被害把握・生活支援へ～

今週の与党陣営は、6月24日に発生した大規模地震への対応に追われた。

地震発生直後は、倒壊した建物からの救出活動や負傷者の搬送が最優先されたが、今週に入り、被害情報の集約、建物の安全性調査、公共サービスの復旧、避難施設の運営などの対応へ重点が移り始めている。

POINT

被害の全容は依然として把握できていないものの7月4日時点の暫定政権の発表によると、地震による死者は2954人、負傷者は1万6592人、住居を失うなどした被災者が1万6309人に達したと発表した。一方、ラグアイラ州では約3万7000人が住居を失ったとの推計もあり、政府がどのような定義で「被災者」をカウントしているのかは明確ではない。

暫定政権は震災対応に尽力しているが、被災者が望む水準に達しているとは言えず、対応の遅さ、非効率性に対する不満は蓄積している。

地震発生直後の混乱期

救助活動では、燃料や重機の不足が作業の遅れにつながった。

を抜け、被害把握と生活支援の段階に。

倒壊現場では、重機を稼働させるために必要なディーゼル燃料が不足し、救出作業や遺体収容が一時停止する事例も報告された。政府は、ラグアイラ州への燃料供給を強化し、同州内のガソリンスタンドを順次再稼働させたが、必要な場所に燃料や機材を迅速に届ける物流体制には課題が残っている（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1391](#)」）。

政府対応の遅れが見られており、避難民の不満は拡大。

地震後も生存者の救出が続いたことを考えれば、初動段階で重機と燃料を十分に確保できなかった影響は小さくない。

被災者の避難生活を巡る問題も顕在化している。

暫定政権 損傷した建物の居住可能性調査に着手。

暫定政権はカラカスやラグアイラ州に仮設避難施設や一時キャンプを設置し、国連や国際 NGO との連携を進めている。しかし、一部の施設では、飲料水、燃料、トイレ、医療、衛生用品が不足しているほか、今後の住居や支援内容について政府から十分な説明を受けられないとの不満が出ている。

特に、多数の被災者が駐車場、運動施設、仮設キャンプなどで集団生活を送っており、水道や衛生設備が不十分な状態が続いている。世界保健機関（WHO）も、感染症が拡大する危険性を警告している（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1391](#)」）。

インフラ面では、被災した住宅、公共施設、道路などの技術調査を進める方針を発表。「補修して使用できる建物」「使用を制限すべき建物」「解体が必要な建物」に分類し、復旧・再建計画に反映する。

POINT

暫定政権 住居を失った被災者へ住居建設を約束するも具体的な財源や着工時期は未定。

MCM 氏 震災を理由に帰国を試みるも失敗。

米国政府 人道危機を政治利用する姿勢に難色か。

また、ロドリゲス暫定大統領は、住居を失った被災者に対して2026年末までに数千戸規模の住宅対策を実施すると表明した。ただし、具体的な建設戸数、建設地、財源、着工時期などは示されておらず、現段階では政策目標の表明にとどまっている（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1389](#)」[No.1390](#)）。

（2）野党陣営の動き ～MCM 氏、震災機に帰国を模索も失敗～

野党陣営では、マリア・コリナ・マチャド（以下、MCM）氏によるベネズエラ帰国の動きが注目された。

MCM 氏は、大規模地震を受け、被災者支援に参加するためとして、パナマを経由したベネズエラ帰国を模索。しかし、帰国は実現せず、MCM 氏側は暫定政権による妨害があったと主張した（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1390](#)」）。

今回の MCM 氏の帰国模索は、米国政府から不評を買っているようだ。

米ニュースサイト「Axios」によると、トランプ政権の複数の高官は、現段階では捜索・救助と人道支援を優先すべきであり、MCM 氏の帰国は適切ではないとの考えを示している。

米政府高官の一人は、MCM 氏の帰国の動きを「震災を政治利用した便乗」と批判。別の高官も、「米国の支援物資を自身（MCM 氏）が配布する姿を政治的に利用しようとしている」と否定的な見方を示したという。

MCM 氏はこれに対し、帰国のために外国政府へ身辺保護を要請した事実はないと否定。また、帰国の目的は被災した国民に寄り添い、支援に参加することだと改めて主張した。

（3）外国の動き ～日本も医療チームを派遣～

外国の動きでは、各国政府、国際機関、民間企業、NGO による震災支援が引き続き拡大した。

6月30日時点の主要国による支援状況については、「[ウィークリー・レポート No.465](#)」にて紹介しているため、本稿ではその後に確認された動き、特に日本政府による支援を中心に紹介したい。

POINT

日本政府 JICA を介して
支援物資を提供。医療
チームを派遣。現地
での支援活動を開始。

欧米エネルギー会社
地震による産油活動への
影響は軽微。オペレ
ーションを継続。

物流トラブルや電力不安
など間接的な部分で
懸念が残る。

6月30日 日本政府はベネズエラ政府からの要請を受け、「国際協力機構（JICA）」を通じて、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器などの緊急援助物資を供与すると発表した。

また、日本政府は6月26日から JICA 調査団7人を現地へ派遣し、医療・復旧ニーズを調査。その結果を受けて7月1日、医師、看護師、外務省・JICA 職員など42人で構成する国際緊急援助隊・医療チームの派遣を決定した（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1391](#)」）。到着後は約2週間、医療支援を行う予定となっている。

今回の決定により、日本の支援は意思表示の段階から、物資供与と医療活動の実施段階へ移ったことになる。

石油産業について、地震による油田や主要生産設備への直接的な影響は限定的だった。

ベネズエラで活動を行っている欧米系エネルギー企業「Chevron」「Repsol」「Eni」「Maurel&Prom」「Shell」らは、ベネズエラ国内の各社関連施設が正常に稼働していることを確認したと報じられている。石油・ガスの生産設備や輸出施設に重大な損傷はなく、地震に伴う大規模な操業停止も発生していないとされる。

Repsol と Eni が操業するベネズエラ沖合のガス事業「Cardón IV」のペルラ・ガス田は、地震後も通常どおり生産を継続。同事業は、ベネズエラの火力発電所が使用する天然ガスの約50%を供給しており、同ガス田のオペレーションが継続していることは、地震後の電力供給を支える上でも重要と言える。

また、原油・石油製品の輸出拠点であるホセ、プエルト・ラ・クルス、アムアイ、カルドン、バホ・グランデの各ターミナルでも、原油や燃料の積み込みは継続された。

ただし、地震そのものによる設備損傷よりも、電力供給の停止や不安定化が今後の生産活動にとってのリスクになり得る。また、道路、港湾、通信、従業員の移動への支障が長期化すれば、間接的な影響が及ぶ可能性がある。

（４）今週、来週の主なイベント

震災の影響が大きいミランダ州、アラグア州、ファルコン州、カラボボ州、ラグアイラ州の一部の地域を除き7月6日から学校が再開する。なお、チャカオ市は休校継続地域に含まれているため今週も休校となる。

ただし、7月5日の独立記念日は日曜日のため、通常月曜（7月6日）は振替休日となる。そのため、実際に授業が始まるのは7月7日からになると思われる。

なお、6月30日に明石書店から書籍『[ベネズエラを知るための60章](#)』が発行された。

同書籍は私も「ベネズエラ現代経済（28章・29章）」「ベネズエラ・カカオ（44章）」「ベネズエラ・コーヒー（45章）」の計4章を担当している。ベネズエラの歴史・政治・経済・社会・文化などを横断的に知ることができる一冊となっており、是非ご一読をお勧めしたい。

表： 6月28日～7月4日に起きた主なイベント

日付			内容
6月	28日	日	
	29日	月	米国 ベネズエラ支援予算を3億ドル規模に拡大
			MCM氏 パナマ経由でベネズエラへの帰国試みるも失敗
	30日	火	日本政府 JICAを通じて支援物資を提供
7月	1日	水	日本政府 被災者支援のための医療チームを派遣
	2日	木	
	3日	金	
	4日	土	

表： 7月5日～7月12日に予定されている主なイベント

日付			内容
7月	5日	日	独立記念日 国民の祝日
	6日	月	一部地域を除き全国で学校を再開
	7日	火	
	8日	水	
	9日	木	
	10日	金	
	11日	土	
	12日	日	

（５）債券の元利不払い状況

表：ベネズエラ債券の債務不履行額（7月3日時点）

（単位：100万ドル）

種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
国債	国債 1 9	19 年 10 月 13 日	7.75%	4/13 10/13	2,495	1,740.3	4,235.3
	国債 2 4	24 年 10 月 13 日	8.25%	4/13 10/13	2,495	1,852.5	4,347.5
	国債 2 5	25 年 4 月 21 日	7.65%	4/21 10/21	1,600	1,101.6	2,701.6
	国債 2 6	26 年 10 月 21 日	11.75%	4/21 10/21	3,000	3,172.5	6,172.5
	国債 2 3	23 年 7 月 5 日	9.00%	1/5 7/5	2,000	1,710.0	3,710.0
	国債 2 8	28 年 5 月 7 日	9.25%	5/7 11/7	2,000	1,665.0	3,665.0
	国債 1 8	18 年 12 月 1 日	7.00%	6/1 12/1	1,000	630.0	1,630.0
	国債 2 0	20 年 12 月 9 日	6.00%	6/9 12/9	1,500	765.0	2,265.0
	国債 3 4	34 年 1 月 13 日	9.38%	1/31 7/13	1,500	1,195.3	2,695.3
	国債 3 1	31 年 8 月 5 日	11.95%	2/5 8/5	4,200	4,266.2	8,466.2
	国債 1 8	18 年 8 月 15 日	13.63%	2/15 8/15	300	347.4	647.4
	国債 1 8 F	18 年 8 月 15 日	13.63%	2/15 8/15	752	870.9	1,622.9
	国債 2 2	22 年 8 月 23 日	12.75%	2/23 8/23	3,000	3,251.3	6,251.3
	国債 2 7	27 年 9 月 15 日	9.25%	3/15 9/15	4,000	3,145.0	7,145.0
	国債 3 8	38 年 3 月 31 日	7.00%	3/31 9/31	1,250	743.8	1,993.8
グレースピリオド満了未払					31,092	26,456.7	57,548.7
種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
PDVSA債	PDVSA 2 6	26 年 11 月 15 日	6.00%	5/15 11/15	4,500	2,430	6,930.0
	PDVSA 2 4	24 年 5 月 16 日	6.00%	5/16 11/16	5,000	2,700	7,700.0
	PDVSA 2 1	21 年 11 月 17 日	9.00%	5/17 11/17	2,394	1,939	4,333.1
	PDVSA 3 5	35 年 5 月 17 日	9.75%	5/17 11/17	3,000	2,633	5,632.5
	PDVSA 2 2 O	22 年 2 月 17 日	12.75%	2/17 8/17	3,000	3,443	6,442.5
	PDVSA 2 7	27 年 4 月 12 日	5.38%	4/12 10/12	3,000	1,451	4,451.3
	PDVSA 3 7	37 年 4 月 12 日	9.75%	4/12 10/12	1,500	1,316	2,816.3
	PDVSA 2 2	22 年 10 月 28 日	6.00%	4/28 10/28	3,000	1,710	4,710.0
	PDVSA 2 0	20 年 10 月 27 日	8.50%	4/27 10/27	1,684	1,360	3,043.5
グレースピリオド満了未払					27,078	18,981.3	46,059.1
電力債 1 8		18 年 4 月 10 日	8.50%	4/10 10/10	650.0	442.0	1,092.0
グレースピリオド満了未払					650.0	442.0	1,092.0
合計					58,820	45,880	104,700

（出所）Av Security よりベネインベストメント作成

POINT

地震により物件（居住
用物件・オフィス）に損
傷が発生した場合の、
所有者と賃借人の基本
的な負担割合について
確認。

全壊時は、賃貸借契約
は即時失効。賃借人は、
家賃支払い義務を負わ
ない。所有者は保証金
の返還義務を負う。

2. 震災時の賃貸契約に関する法的対応

2026年6月24日に発生したベネズエラの大規模地震では、多数の住宅や商業施設が損傷した。ロドリゲス暫定大統領によると、全国で856棟が被害を受け、うち190棟が全壊したとされる。

物件の毀損は、物件の所有者はもちろん、賃貸住宅に居住する個人や事務所を借りる企業にも影響を与える。ベネズエラに駐在し物件を借りている日本人駐在員、カラカスに事務所を構える日本企業にとっても無視できない問題になり得るのではないかな。

本件について、経済系メディア「[Bitacora Economica](#)」は、震災により物件が毀損した場合の法的な扱いについて、ベネズエラの弁護士の見解を紹介している。興味深い内容となっているので、以下ではその内容を紹介したい。

なお、物件の所有者は「所有者」、物件の借り手は「賃借人」と記載する。

1. 建物・住戸が全壊した場合

賃貸物件そのものが失われた場合は、賃貸借契約の目的物が消滅するため、契約は直ちに終了する。賃借人は契約が消滅した後の家賃を支払う必要がなく、所有者は賃借人に保証金を返還しなければならない。

弁護士のコラ・ファリアス氏は、このような場合には民法が厳格に適用され、所有者が直接的な経済損失を負担することになると説明している。

2. 部分的な損傷の場合

建物の一部が使用できないものの、賃借人が居住を続けられる場合は、原則として所有者が修繕を行う。ベネズエラ民法では、建物が部分的に損傷し、修繕工事を必要とする場合、一定の条件の下で賃料を減額することが定められている。

POINT

部分的な修繕の際は、
内容に応じて賃料を調
整。修繕が20日を超
える場合、家賃減額が
法的義務となる。

居住空間のみではな
く、建物の共用部分の
損傷も減額交渉の対象
になり得る。

賃借人が物件不具合の
報告義務を怠った結
果、拡大した損傷は賃
借人負担になり得る。

修繕が20日を超える場合、ベネズエラ民法第1590条に基づき、使用できない範囲と修繕期間に応じて家賃を減額する義務があるとの記述がある。

実際には、20日を超えるかどうかに関わらず、損傷の程度、使用できない設備、修繕期間などを踏まえ、所有者と賃借人が話し合いを持ち、一定期間の家賃減額などを取り決めることになる。

また、居住空間自体は居住可能だったとしても、エレベーター、給水設備、駐車場、共用階段などが長期間使用できず、生活に支障をきたすような場合は、契約どおりの利用ができないとして家賃減額が協議される可能性もある。

なお、所有者は自身が所有する物件部分だけではなく、共用部分に生じた損傷についても復旧する義務がある。

3. 賃借人の責任が問われる場合

地震は賃借人の責任によらない不可抗力に当たるため、原則として地震による損傷について賃借人は責任を負わない。ただし、賃借人の過失が損害を拡大させた場合は例外となり得る。

例えば、以前から物件に漏水が発生しており、設備の異常を把握しながら所有者へ報告せず、その放置によって建物の劣化が進み、地震時の損傷が拡大した場合には、賃借人側の責任が問題となる可能性があるという。

このため、賃借人は入居中に確認した亀裂、漏水、配管異常などを写真や文書で記録し、所有者や管理会社へ速やかに通知しておくことが重要と言える。

4. 建物の安全性を誰が判断するか

震災後に大きな問題となるのが、損傷した建物に引き続き居住できるかという安全性の判断。

弁護士のミリアム・コントレラス氏によると、所有者や民間業者が独自に「安全である」と説明しただけでは、十分な根拠にならない可能性があり、居住可否について法的な効力を持つ証明を行うのは公的機関だという。

POINT

建物の安全性について

法的効力を持つ証明

は、権限を有する公的

機関から発行される。

賃借人は自身の負担に

より技術者へ検査を依

頼する権利を有する。

修繕に伴う一時的なホ

テル代の負担など法律

上、不明確な部分も多

い。

賃借人が安全性に疑問を持つ場合には、賃借人が自らの費用で独自に構造技術者へ検査を依頼することも可能。賃借人は、そのような検査を実施する権限と権利を有している。

仮に所有者が虚偽の証明書を使用したり、意図的に構造的な損傷を隠したりすれば、所有者が民事・刑事上の責任を問われる可能性がある。

所有者が正規の手続きを何らかの方法で回避し、不正な報告書を取得し、その後に損害が発生し、その報告書が不正に取得されたことが証明された場合、所有者は発生したすべての損害について責任を負い、賠償しなければならない。

5. 契約上明確でない費用

建物の修繕費は原則として所有者負担となるが、修繕による一時的なホテル代、引っ越し費用、家財の損失などについては、当然に所有者が負担するとは限らない。

これらの費用負担は、賃貸借契約、保険契約などによって判断される。なお、外国企業の駐在員住宅では、契約名義が駐在員本人ではなく現地法人や本社となる場合があるため、誰が所有者との交渉や保証金の返還請求を行うのかを確認する必要があるだろう。

まとめ

震災時の賃貸契約は、建物の損傷度合いによって大きく変化する。

全壊の場合は契約終了し、賃借人の家賃支払い義務は消滅し、保証金返還が基本となる。

部分損傷の場合は、所有者が修繕を行い、一部を使用できない場合には家賃減額が当事者間で協議される。ただし、地震の前から存在していた物件の不具合を賃借人が所有者に報告せず、これが原因で物件の損傷が拡大したと認識された場合には賃借人が修繕負担を負う可能性がある。

POINT

そのため、賃借人は物件の不具合を発見した場合には、該当部分の写真を撮り、直ちに所有者へ報告し、その報告を書面で残すなど報告の事実を証明できるようにしておく必要がある。

ただし、代替住宅費、家財損失の負担、安全性判定の信頼性、保証金の実際の回収など、法律だけでは解決しにくい問題は多い。

今回の地震で目立った被害がなかったとしても、将来、再び地震が発生し、被害を被る可能性は否定できない。

駐在員や駐在企業は、今回の地震を機に震災による物件損傷が発生した場合の負担（特に修繕に伴う一時的なホテル滞在費、引っ越し代、一時的な移動により発生する各種費用、家財の損失など）について所有者と協議し、次の賃貸借契約時に合意内容を盛り込むなど、万が一の場合に備えておくことも重要だろう。

なお、以上は報道記事で紹介された弁護士の一般的な見解を整理したものであり、行政機関や裁判所による個別案件の確定的な法的判断ではないため注意されたい。

賃借人が修繕費用を負担することがないよう、物件の不具合を発見した場合には速やかに所有者に報告し、報告の事実を記録する。

万が一に備えて、契約上、不明瞭な点について所有者と協議し、次の契約に盛り込むことが推奨される。

3. ベネズエラ債券・経済指標の増減（7月3日時点）

銘柄	利率	満期	BID	ASK	平均	先週比
2018-I	13.625	2018/8/15	57.20	59.05	58.13	△ 0.73
2018-II	13.625	2018/8/15	57.30	58.75	58.03	△ 1.57
2018	7	2018/12/1	42.85	44.20	43.53	△ 1.19
2019	7.75	2019/10/13	44.05	45.55	44.80	△ 0.72
2020	6	2020/12/9	42.05	43.55	42.80	△ 1.67
2022	12.75	2022/8/23	55.00	56.50	55.75	△ 0.58
2023	9	2023/7/5	47.15	48.60	47.88	△ 1.03
2024	8.25	2024/10/13	45.05	46.50	45.78	△ 1.29
2025	7.65	2025/4/21	44.40	45.80	45.10	△ 1.20
2026	11.75	2026/10/21	54.15	55.50	54.83	△ 0.99
2027	9.25	2027/9/15	48.75	50.00	49.38	△ 2.18
2028	9.25	2028/5/7	47.60	49.00	48.30	△ 2.33
2031	11.95	2031/8/5	54.00	55.30	54.65	△ 1.04
2034	9.375	2034/1/13	48.25	49.50	48.88	△ 2.05
2038	7	2038/3/31	43.55	44.85	44.20	△ 2.64
電力債 2018	8.5	2018/4/10	38.45	39.80	39.13	△ 0.25

	利率 %	満期	BID	ASK	平均	先週比
2020	8.5	2020/10/27	105.50	106.35	105.93	0.09
2021	9	2021/11/17	43.05	44.05	43.55	△ 3.92
P 2022	12.75	2022/2/17	50.20	51.30	50.75	△ 1.79
D 2022(N)	6	2022/10/28	36.00	36.55	36.28	△ 3.65
V 2024	6	2024/5/16	37.60	38.10	37.85	△ 4.24
S 2026	6	2026/11/15	37.30	38.25	37.78	△ 3.64
A 2027	5.375	2027/4/12	36.75	37.35	37.05	△ 3.64
2035	9.75	2035/5/17	44.65	45.30	44.98	△ 3.18
2037	5.5	2037/4/12	36.55	37.30	36.93	△ 4.09

	百万ドル	先週比
外貨準備	13,869	△ 3.06

為替レート	ボリ／ドル	先週比
両替テーブル	667.05	7.07
並行レート(Binance)	752.31	△ 2.33

（出所）Avsecurity、ベネズエラ中央銀行、
Exchange Monitor

解説

大規模地震を受けてベネズエラ債は、国債・PDVSA社債ともに先週比マイナスとなった。

特にPDVSA社債のマイナス幅が大きい。

暫定政権は、6月中にマクロ経済の枠組み、公的債務の持続可能性分析（DSA）を提示することを予定していた。

しかし、今回の地震発生を受けて、暫定政権は緊急対応に奔走しており、債務再編プロセスは当面停止することになりそうだ。

なお、暫定政権は2026年後期中に現在の為替レートの歪みを解消することを目標にしていると報じられている。

実際に今週は公定レート（両替テーブル）が先週と比べてボリバル安に推移。他方、並行レートは先週と比べてボリバル高となっており、両者の差が縮小している。

以上